



NO. 345

2022. 3. 15

社会福祉法人 大阪市手をつなぐ育成会  
大阪市天王寺区東高津町12-10  
大阪市立社会福祉センターB1F  
発行責任者 小泉 いと子  
TEL 06(6765)5621 FAX 06(6765)5623  
<https://city-osaka-ikuseikai.or.jp>  
定価 10円

### 大阪市手をつなぐ育成会 法人理念

**障がいのある人が 安心して 心豊かに すごせるように**

**障がいの有無に関わらず、人間としての尊厳が  
守られ、差別のない社会になるように**

**理事長 小泉 いと子**

日頃は育成会活動にご支援頂きましてありがとうございます。

「まん延防止等重点措置」が、大阪では3月21日まで延長となり、直接皆様とお会いしての支部連絡会を開催できず、年度末のご挨拶もできないことをとても残念に思っています。

ピークアウトではないかとも言われておりますが、育成会周辺では、オミクロン株の感染拡大が止まらず、施設利用者さんや職員の皆さんにも拡がり続けております。

そういった状況の中、休園せざるを得ない施設もあり、利用者さんは不安を感じたり、生活リズムが乱れるなどご迷惑をおかけしておりますが、ご理解いただきますようによくお願い致します。

育成会としても関心を持って見守っていた旧優生保護法についての裁判において、先日、大阪高等裁判所は画期的な判決を言い渡しました。

旧優生保護法の下で強制的に不妊手術を余儀なくされた被害者の方々が、国に対して賠償を求めた裁判で、第一審の請求棄却の判決を覆し、控訴審では国に対し賠償を命じる逆転の判決が言い渡されました。

同様の裁判が全国9つの裁判所に提起されましたが、今回の判決は、その中で初めての請求認容の判決でした。

しかしながら8日の毎日新聞では、国は7日、賠償責任を初めて認めた大阪高裁判決を不服として、最高裁に上告しました。不法行為から20年で賠償請求権が消滅する「除斥期間」について「そのまま認めることは著しく正義・公平の理念に反する」と判断した

大阪高裁判決に対し、厚生労働省は「法律上の重大な問題を含んでいる」と上告理由を説明しました。

国の上告を受け、当法人の評議員でもあり、原告弁護団代表の辻川圭乃弁護士（大阪弁護士会）は、「裁判判決を真摯に受け止めておらず、反省していないとしか思えない。原告らは高齢なのに解決を先延ばしにしている。早急に上告を取り下げざるべきだ」とのコメントを出されています。

その当時の障がい福祉施策など、時代背景もありますが、障がいの有無に関わらず、全ての人の人間としての尊厳が守られ、差別のない社会になりますよう、私たち一人一人が運動し続けたいと思います。



### 大阪市への要望書に対する回答がありました

障がい者週間に合わせ、令和3年12月3日に、大阪市身体障害者団体協議会、大阪市視覚障害者福祉協会、大阪市聴覚障害者協会、大阪市手をつなぐ育成会の連名により、大阪市へ「要望書」を提出しており、詳細については、令和3年12月号のふれあいでご報告しています。

この度、3月8日に要望書に対する回答がありましたので、要望事項と大阪市からの回答を掲載します。

なお、個々の項目に対する回答は、各回答に記載の担当部署が作成をしています。また、項目番号に枝番を付しているものがありますが、1つの項目に複数の要望が含まれていた場合であり、下線が引かれている要望に対して担当部署が回答をしています。

今後も障がいのある人たちが、地域で安心して暮らすことができるように要望をしていきたいと考えています。